

| | | |
|-------------|-----------------------|---|
| 被 | 認 定 証 番 号 | 福井県公安委員会 第374号 |
| 処 分 者 | 自動車運転代行業者 の名称または記号 | 株式会社ミドリノミカタ (MMG・カオス) |
| | 主たる営業所が 所在する市町 | 福井県坂井市 |
| 処 分 年 月 日 | | 令和6年6月21日 |
| 処 分 内 容 | | 指示処分 |
| 処 分 理 由 | | 法第12条に規定する損害賠償責任保険（共済） 契約を締結していたが、当該保険（共済）団体に増 車の異動を未届の車両で自動車運転代行業を行っ たこと。 |
| 根 拠 法 令 | | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項 |
| 処分を行った都道府県 | | 福井県 |